

日本産食材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡大支援事業 実施要領（案）

制定 令和3年 月 日 輸国第 号
農林水産省輸出・国際局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28食産第2762号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の5（1）イの日本産食材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡大支援事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28食産第2771号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1において、事業実施主体の欄の18にある輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人
 - (2) 法人格を有しない団体で輸出・国際局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産省・地域の活力創造本部決定。以下「実行戦略」という。）に基づき、マーケットインの発想の下で更なる輸出拡大を図るため、海外における日本産食材の発信拠点である日本産食材サポーター店（以下「サポーター店」という。）の活用・強化を通じて、日本産食材の利用を拡大させることを目的として、以下に掲げる取組を実施するものとする。

1 派遣料理人の募集・選考

事業実施主体は、サポーター店へ派遣する料理人について、日本在住の日本人料理人を対象に国内で広く募集をした上で、日本産食材に造詣があり、海外進出の意思が極めて強い者を派遣料理人として選考する。

2 派遣料理人とサポーター店のマッチング

事業実施主体は、1で選考した派遣料理人と、日本産食材の利用拡大を目指すサポーター店について、両者間の希望や条件等を調整し、派遣を決定する。なお、派遣先のサポーター店については、実行戦略のターゲット国・地域を中心にアジア、欧州、北米、中南米、大洋州及び中近東の地域のうち3地域以上、かつ6カ国以上から選定する。

3 事前研修の実施

事業実施主体は、派遣料理人に対して、日本国内において派遣先国・地域の食に関する知識等を得るための事前研修を実施する。

4 派遣の実施等

事業実施主体は、3の事前研修を修了した派遣料理人を、2で派遣先として決定したサポーター店へ派遣する。

派遣料理人は、現地における日本食や日本産食材に関する情報収集を行うとともに、派遣先のサポーター店の協力の下、日本食・食文化の発信や、現地で入手可能な日本産食材を使用した現地のニーズに即した定番化が可能なメニューを複数開発する。

なお、事業実施主体は、これらの活動内容について、派遣料理人から日報として報告させ、その管理簿を作成する。

派遣料理人の派遣期間については、派遣先国のビザの在留期間等を考慮の上、上記の活動内容に必要な期間を派遣料理人と派遣先のサポーター店と調整する。

5 サポート体制の確保

事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、派遣料理人や派遣先のサポーター店からの相談等に随時対応することが可能な体制を確保する。

6 報告書の作成等

事業実施主体は、1から5の取組内容を取りまとめた報告書を作成する。また、事業終了後、派遣料理人及び派遣先のサポーター店の状況を把握し、農林水産省の求めに応じてその状況を報告する。

(補助対象経費)

本事業を実施するための人件費、旅費、謝金、賃金、通訳費、翻訳料、資料作成費、印刷製本費、食材等購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、広報普及費、役務費、委託費、料理人の旅費・日当及び滞在に要する経費、海外渡航保険料等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和3年度とする。

第5 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- 4 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業の成果目標

事業実施主体は、実施する事業を通じて、日本産品の輸出拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により作成し、輸出・国際局長に提出して承認を受けるものとする。ただし、事業実施計画の変更（同要綱第

5の2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第11の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の輸出・国際局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を別記様式2の別添の「6 積算内訳」における「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業等の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分(事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画(別記様式2)に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、輸出・国際局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 事業遂行状況の報告

交付要綱第15に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者(交付要綱第5の2に規定する交付決定者をいう。)に提出するものとする。

ただし、交付要綱第14の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく輸出・国際局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

- 3 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に輸出・国際局長と協議して承諾を得ること。
なお、事業実施主体と本事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、あらかじめ両方で協議・調整を行うこと。

第11 留意事項

- 1 事業実施主体は、日本産食材サポーター店認定制度のガイドラインに定める運用・管理団体、認定団体等との連携により、事業効果を高めるよう工夫を行うこと。
- 2 事業実施主体は、事業遂行に当たり、実行戦略を考慮するとともに、関係団体や他の日本産食材の需要拡大に資する取組との連携を図り、それぞれの事業が相乗効果を発揮できるよう努めること。
また、事業実施後に日本産品の輸出促進に繋がる取組となるよう、海外において日本産品を取り扱う流通事業者等と連携すること。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第12 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第13 その他

本事業の実施により収入が発生した場合には、以下の計算式により当該収入を補助事業実施に係る経費から差し引いて、補助金額を申請するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

第14 報告又は指導

輸出・国際局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告や成果について公益の利用に供することを求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年●月●日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

農林水産省輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月 ～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大 企 業・中 小 企 業 の 別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要 事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画
- 10 特記すべき事項
- 11 添付資料

必要に応じて、以下に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他の参考資料

農林水産省輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

日本産食材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡大支援事業
実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 食産第
2762 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）
を添えて、事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注 3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注 4）

- （注 1）事業実施計画の変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とすること。
（注 2）関係書類として別添を添付すること。
（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施
計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段
書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変
更の対象外となるものについては省略すること。
（注 4）事業実施計画の中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載するこ
と。
（注 5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和 3 年度日本産食
材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡大支援事業の実施結果の
報告について」とし、別添には、実績を記載すること。

(別添)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(2) 所在地及び連絡先

(3) 代表者の役職及び氏名

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の目標

※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

(例)

・日本人料理人が派遣された日本産食材サポーター店における日本産食材の仕入金額を、事業実施前と比較して●%以上増加させる。

5 事業のスケジュール等

(1) 事業実施のスケジュール

(2) 事業完了予定年月日

年 月 日

6 積算内訳

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	自己負担金		
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業		千円	千円	千円	(1)委託先名 (2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	※1 各経費については、第3の補助対象経費を参考とすること。 ※2 事業の一部を委託する場合には、当該事業に要する経費を記載すること。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること。 ○○○費 単価×数量、員数等 =△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等 =△△△円 ○○○費 単価×数量、員数等 =△△△円
5 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策事業						
(1)輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等支援事業						
イ 日本産食材サポーター店への料理人派遣を通じた日本産食材利用拡大支援事業						
計						

- (1) 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記載すること。
- (2) 事業細目は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。
- (3) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

7 添付資料

- (1) 賃金、人件費及び謝金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業を委託する場合には、見積等の積算の根拠が分かる資料を添付すること。
- (3) 必要に応じて資料を添付すること。